

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称:富山市棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

富山市「須原」集落の棚田、富山市「小羽」集落の棚田、富山市「下伏」集落の棚田、富山市「土」集落の棚田、富山市「根ノ上」集落の棚田、富山市八尾町「小長谷」集落の棚田、富山市八尾町「新杉」集落の棚田、富山市八尾町「樫尾」集落の棚田、富山市八尾町「岩屋」集落の棚田、富山市八尾町「宮腰」集落の棚田、富山市八尾町「外堀」集落の棚田、富山市山田「谷」集落の棚田、富山市山田「若土」集落の棚田、富山市山田「鎌倉」集落の棚田、富山市山田「小谷」集落の棚田、富山市山田「赤目谷」集落の棚田、富山市山田「湯」集落の棚田、富山市山田「中村」集落の棚田、富山市山田「小島」集落の棚田、富山市山田「上中瀬」集落の棚田、富山市山田「中瀬」集落の棚田、富山市山田「白井谷」集落の棚田、富山市山田「沼又」集落の棚田、富山市山田「牧」集落の棚田、富山市山田「清水」集落の棚田、富山市山田「今山田」集落の棚田、富山市山田「宿坊」集落の棚田、富山市山田「沢連」集落の棚田、富山市山田「柳川」集落の棚田

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1)棚田等の保全

・担い手の確保

-令和11年度までに、須原・小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田の保全に取り組む農業ボランティアの人数を、現在(令和6年度)の延べ30人から延べ50人に増加させる。

・協定農用地の保全

-重機に取りつけるスライドモアを新規に導入し、沼又、牧、清水、今山田集落の棚田の法面1ha、農道法面100mの雑木の伐採と草刈を行い、協定農用地の管理を行う。

・鳥獣被害の防止

-鎌倉、小谷集落の棚田で電気柵を7kmから8kmに増やし、2集落全体で鳥獣被害対策を行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

-令和11年度までに沼又、牧、清水、今山田集落の棚田で新たに維持管理農用地1haに緑肥を播種し、環境保全型の農業を実施するとともに、良好な景観を確保する。

・農産物の供給の促進

-小羽地区の棚田米を国外への輸出量を現在(令和6年度)の120kg/年から360kg/年に拡大し、国外に富山の棚田米をPRする。

-令和11年度までに、鎌倉、小谷集落の棚田で生産しているソバの生産面積を現在(令和6年度)の7haから8haに増加させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-小羽集落にある交流拠点を継続して地域のPRの場や農業ボランティアの受け入れ拠点として活用するとともに、新たな活動として、小羽集落外で開催されるマルシェに年6回出店し、小羽集落の農産物および加工品の販売、PRを行う。

-新規に都市部の一般企業と中山間地域パートナーシップを締結し、年2回以上の草刈り、雑木除去作業に協力してもらい、沼又、牧、清水、今山田集落の棚田にかかわる関係人口を増加させる。

-令和11年度までに、鎌倉、小谷集落の棚田でマコモタケの農作業体験のイベントを開催し、イベントの参加人数を令和6年度の6人から10人に増加させる。

3 計画期間

認定の月から令和12年3月まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・担い手の確保

-とやま農業・農村サポーターなどの農業ボランティアを活用しながら、担い手の確保を促進する。

・協定の農用地の保全

-大型の重機に取り付けるスライドモアを導入し、急傾斜かつ長大な畦畔の除草、雑木の伐採を行うことで、畦畔を含む農用地の維持管理労力を低減する。

・鳥獣被害の防止

-下伏・土・根ノ上・鎌倉・小谷・沼又・牧・清水・今山田集落の棚田で電気柵を設置し、継続して鳥獣被害対策に取り組む。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

-沼又・牧・清水・今山田集落の棚田で保全管理農用地に緑肥を播種し、農用地の景観の維持に努める。

・農産物の供給の促進

- 鎌倉・小谷集落の棚田で継続してソバを生産し、出荷量の拡大を図る。

-小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で生産された棚田米を国外に輸出し、地域の農産物のPRを行う。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-小羽集落にあるNPO法人が運営する里山食堂を地域のPRの場や農業ボランティアの受け入れ拠点として継続して活用するとともに、生産物の販売、PRを行うためのブースを小羽集落外に設置し、関係人口の創出・拡大を図る。

-鎌倉、小谷集落の棚田で、マコモタケの農作業体験を行うイベントを開催し、関係人口の創出・拡大を図る。

-沼又・牧・清水・今山田集落が属する山田西部集落協定と都市部の一般企業とパートナーシップ協定を締結し、棚田の草刈りや低木の除去作業を通じて、棚田を維持・管理していく関係人口の増加を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

富山市棚田地域振興協議会は富山県、富山市、農業者、農業協同組合、地域住民、NPO 法人で構成。

指定棚田地域振興活動計画の目標を達成するため、必要事項については協議会参加者全員で協議を行い決定する。

参加者の名称については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項